

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	高鍋町

高鍋町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名	高鍋町農業政策課
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地
電話番号	0983-26-2021
FAX番号	0983-23-6303
メールアドレス	nougyouseisaku@town.takanabe.lg.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、イタチ(オス)、カラス、ヒヨドリ、アライグマ、カワウ
計 画 期 間	令和8年度 ～ 令和10年度
対 象 地 域	宮崎県高鍋町

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
イ ノ シ シ	稲	1.03	1,278
	野 菜	0.01	40
	い も 類	0.34	385
	合 計	1.38	1,703
シ カ	稲	0.20	248
	い も 類	0.34	385
	合 計	0.54	633
サ ル	—	—	—
	合 計	0.00	0
タ ヌ キ ア ナ グ マ イ タ チ (オ ス)	野 菜	0.60	1,566
	い も 類	1.80	1,754
	合 計	2.40	3,320
カ ラ ス ヒ ヨ ド リ	野 菜	5.35	21,439
	い も 類	0.08	93
	合 計	5.43	21,532
ア ラ イ グ マ	—	—	—
	合 計	0.00	0
カ ワ ウ	—	—	—
	合 計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ・シカ】

従来は山間部に出没するのみであったが、近年では里に出没する個体が増え、西部台地の甘藷畑を中心に被害が多発している。

【サル】

現時点では単独での出没にとどまり、被害も無いが、近隣市町に大きな群れが生息しており、山間部を中心に侵入の恐れがある。

【タヌキ・アナグマ・イタチ(オス)】

主には野菜類の食害が多いが、畜舎付近に出没し家畜飼料等の食害も発生している。また、ハウス等施設損壊(ハウスバンドを噛み切る)の報告や住宅地での目撃事例も増加している。

【カラス・ヒヨドリ】

主に台地の開けた畑作地帯で被害の報告が多い。野菜類の食害が主であり、高鍋町北部のキャベツ畑にて被害が多発している。

【アライグマ】

生息が確認されておらず被害も無いが、近隣市にて生息が確認されており侵入の恐れがある。今後に備えて対策が必要である。

【カワウ】

小丸川流域において、鮎を中心に被害の報告がある。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度) 〔10%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	1.38	1,703	1.24	1,532
シ カ	0.54	633	0.48	569
サ ル	0.00	0	0.00	0
タ ヌ キ ア ナ グ マ イ タ チ (オス)	2.40	3,320	2.16	2,988
カ ラ ス ヒ ヨ ド リ	5.43	21,532	4.88	19,378
ア ラ イ グ マ	0.00	0	0.00	0
カ ワ ウ	0.00	0	0.00	0

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	高鍋町鳥獣被害対策実施隊を中心に、猟友会で構成する有害鳥獣捕獲班でのワナによる捕獲実施、銃器による威嚇や追い払いを行っている。	- 猟友会員の高齢化 - 捕獲班員の減少 - 担い手不足
防護柵の設置等に関する取組	町単独の補助事業により電気柵の設置を進めている。	- 電気柵の老朽化が進んでいる。 - 電気柵が適切に管理されていない
生息環境管理に関する取組	緩衝帯の設置、放任果樹等の誘因の除去、森林保全、環境整備等を地域住民と共に行っている。	- 荒廃山林の増加 - 耕作放棄地の増加 - 担い手不足

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

・捕獲班員の確保及び捕獲に対する補助(手当等)の充実。
 ・狩猟免許取得促進事業を活用し担い手確保に努める。
 ・捕獲作業負担軽減のため、ICT(情報通信技術)の活用。
 ・生息環境管理施策のため、誘因の除去、集落や農地の環境改変、森林保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。被害の多い地域については、研修会の実施等により地域一体となった集落対策を推進する。
 ・関係職員の鳥獣被害対策マイスターの資格及び狩猟免許の取得など、鳥獣被害対策のリーダー育成を進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高鍋町有害鳥獣駆除対策協議会が編成する有害鳥獣捕獲班にて、捕獲体制を構築する。アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	・従来の銃器による捕獲及びワナによる捕獲を実施。
	シカ	
	サル	
	タヌキ	
	アナグマ	・捕獲補助の充実及び捕獲機の増加による捕獲数増。
	イタチ (オス)	・有害鳥獣捕獲班員の確保・育成。
	カラス	・鳥類被害対策の強化。
	ヒヨドリ	
	アライグマ	
	カワウ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・イタチ(オス)】 一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす範囲の個体を捕獲する。具体的には、現在の被害箇所に生息すると推測した生息頭数の半減を目標とする。 【サル】 現状は、群れではなく単体での活動であり、群れの侵入、被害等が確認されたときは、防除を試み、被害の低減ができない場合は、できる限り加害個体を特定し、捕獲を実施する。 【カラス・ヒヨドリ】 一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。具体的には、現在の被害箇所に飛来すると推測した飛来羽数の半減を目標とする。 【アライグマ】 捕獲実績が無いため、暫定的な捕獲数とする。 【カワウ】 一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び水産物に影響を及ぼす個体を捕獲する。具体的には、現在の被害箇所に飛来すると推測した飛来羽数の半減を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イ ノ シ シ	70頭	70頭	70頭
シ カ	60頭	60頭	60頭
サ ル	5匹	5匹	5匹
タ ヌ キ	60匹	60匹	60匹
ア ナ グ マ	30匹	30匹	30匹
イ タ チ (オ ス)	10匹	10匹	10匹
カ ラ ス	500羽	500羽	500羽
ヒ ヨ ド リ	500羽	500羽	500羽
ア ラ イ グ マ	5匹	5匹	5匹
カ ワ ウ	25羽	25羽	25羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマ・イタチ(オス)】 被害が発生する地域において、銃器・ワナによる捕獲を主とする。特に、ワナ捕獲に関して強化するものとし、高鍋町鳥獣被害対策実施隊の所持するワナを有害鳥獣捕獲班が設置する。(設置箇所等は被害者の意見を基に実施隊と捕獲班で決定) 【サル】 現状は、群れではなく単体での活動であり、捕獲の実績も無いが、群れの侵入、被害等が確認されたときは、集落周辺ではワナによる捕獲とし、銃器は追い払いと主に山間部で使用する。 【カラス・ヒヨドリ】 被害の発生している地域については、銃器を使用した追い払いを主とする。 【アライグマ】 生息を確認した場合、直ちに捕獲を実施する。 【カワウ】 被害の発生している小丸川流域では銃器の使用できる場所が限定されるので捕獲が難しい。鮎の産卵場所等にテグスや糸を張ったり、花火などを使用した追い払いを行う。近隣町のねぐらから飛来して来るため、近隣町と協力し対策を講じる。

(注)1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注)1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4)許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注)1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、シカ	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	・侵入防止柵の適正な管理について、勉強会を行う。 ・有害鳥獣捕獲班による追上げ、追払いに取り組む。		
シカ			
サル			
タヌキ			
アナグマ			
イタチ(オス)			
カラス			
ヒヨドリ			
アライグマ			
カワウ			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ イタチ (オス) カラス ヒヨドリ アライグマ カワウ	- 被害農家等を対象に被害拡大防止の勉強会を行う。 - 放任果樹、荒廃山林、耕作放棄地等の調査を実施し、環境整備を行う。
令和9年度		
令和10年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

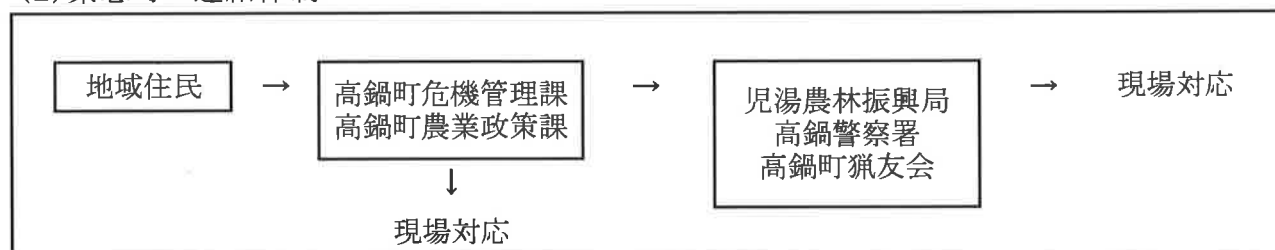
関係機関等の名称	役 割
児 湯 農 林 振 興 局	被害防止活動の支援等
高 鍋 警 察 署	住民退避、交通規制等
高 鍋 町 危 機 管 理 課	現場対応、住民への情報周知
高 鍋 町 農 業 政 策 課	現場対応、猟友会への捕獲相談・依頼
高 鍋 町 猟 友 会	対象鳥獣の捕獲・追い払い

(注)1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉として利活用、捕獲現場での埋設。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費。食品として利用できないものは埋設。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高鍋町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役 割
高 鍋 町 農 業 政 策 課	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査、捕獲許可等
高 鍋 町 猟 友 会	野生鳥獣の分布状況把握、捕獲の実施等
児 湯 広 域 森 林 組 合	林産物の被害把握、被害防止活動に関する助言
宮 崎 県 農 業 協 同 組 合	農作物の被害把握、被害農家への指導・支援
鳥 獣 保 護 管 理 員	野生鳥獣の分布状況把握、被害農家、捕獲従事者への有害鳥獣捕獲に対する指導・支援

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
児 湯 農 林 振 興 局	被害防止技術の支援、情報提供、指導等
小 丸 川 漁 業 協 同 組 合	水産物の被害状況把握等

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年3月29日設置。実施隊員は町職員6名。捕獲等対策の全体的な実施、箱ワナの設置(捕獲班と協同)、被害調査、被害防止のための技術指導等を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、近隣市町、宮崎県、高鍋警察署と連携し、情報交換会、現地研修会等を開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。